

○うるま市契約規則

(入札の無効)

第31条 次に掲げる事項に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人がした入札
- (3) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (4) 2人以上の者から委任を受けた者がした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札保証金の納付を要する入札において入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者がした入札
- (8) 連合その他不正な行為があった入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札